

組合員（年度末退職）の皆さまからよくいただく質問（Q1～Q20）

医療保険制度 FAQ

現在の組合員証

Q1 現在の組合員証・被扶養者証等はどうすればいいのか？

A1 退職日当日までは使用できますが、その後は使用できません。組合員証・被扶養者証等は、**全員必ず退職時の所属所に返却**してください（引き続き公立学校共済組合の他支部に転入する場合を除く。）。

共済組合に直接送付しないでください。

Q2 退職後は国民健康保険に入りたいが、その手続きに必要な資格喪失証明書はどのようにしたらもらえるのか？

A2 4月に入ってから退職時の所属所が、「組合員資格喪失報告書」を作成し、回収した組合員証等と併せて共済組合に提出します。その「組合員資格喪失報告書」の「資格喪失証明書 要・不要」欄で「要」に○が付いている場合、資格喪失証明書を発行し、**退職時の所属所に送付**しています。

このため、資格喪失証明書が必要であることを**退職時の所属所の事務担当者に伝え**、退職日以降、速やかに共済組合に「組合員資格喪失報告書」を提出するよう依頼してください。

任意継続組合員

Q3 任意継続組合員になりたいが、いつからいつまでに手続すればよいか？

A3 任意継続組合員は、**退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった人**（後期高齢者医療の被保険者等でない人に限る。）のうち、退職日を含めて20日以内に任意継続組合員になることを希望する旨を申し出た人が対象となります（退職した日までに1年と1日以上組合員でなければ任意継続組合員になれません。）。

令和6年3月31日付け退職者で任意継続組合員を希望される場合は、**これから4月19日（金）【共済組合必着】までに「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」（以下「任継申出書」という。）を不備のない状態で、申出者本人が直接共済組合に提出**してください（特例的に退職前の提出が可能）。

注1 退職時の所属所における**受付印の押印及び証明**が必要です。

注2 掛金を口座振替にする場合は、**広島銀行の口座を登録**することになります。

広島銀行の窓口にて「任継申出書」（2枚）を提出し、1枚目に**金融機関確認印**を受けた上で、共済組合に提出してください。詳しくは「任継申出書」の記入例を御覧ください。

注3 4月19日は、所属所ではなく、共済組合での受理期限となります。この期限は法律で定められているため、期限を過ぎて到着したり、不備があったりする場合は受理できませんので、注意してください。

<参考1> 令和6年3月31日付け退職者の申告書受理後の流れ

共済組合での 受理日	任意継続組合員証等 送付日	掛金納付日（期限）	
		口座振替	払込通知書
3月15日（金）まで	3月末頃（予定）	4月19日（金）	4月19日（金）まで
3月16日（土）から 4月19日（金）まで	4月1日以降 <small>※ 送付に時間を要することがあります。</small>	別途通知	別途通知

Q4 任意継続組合員には短期給付と福祉事業が適用になるとのことだが、年金はどうなるのか？

A4 任意継続組合員は、公的医療制度等は適用されますが、年金制度の適用はありません。このため、20歳以上60歳未満の方は、国民年金第1号被保険者となり、国民年金保険料を納付する必要があるため、居住している市区町村の担当課で加入手続きをしてください（20歳以上60歳未満の被扶養者も同様）。

Q5 「任継申出書」を提出したが、退職後1日も空けずに再就職し、健康保険に加入することが決まった。

A5 「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」（以下「任継取下書という。」）を共済組合に提出してください。
口座振替の場合、手続きが間に合わず、掛金が一旦引落とされることがあります。掛金の過払い分がある場合は、後日、御自宅宛てに文書で通知しますので、還付金額等をご確認ください（還付には時間を要しますので、御了承ください）。

Q6 退職後1日も空けずに暫定再任用になるが、任意継続組合員になることはできるか？

A6 再任用（フルタイム）は、現職時と同様、公立学校共済組合の一般組合員となるため、4月に再任用の勤務先から資格取得の手続きを行うことになります。
再任用（短時間）は、週20時間未満等で公立学校共済組合の短期組合員とならない場合は、任意継続組合員になることができます。
また、再任用（フルタイム）等を退職した後でも、現職時と再任用職員（フルタイム）等時の組合員期間が引き続いて1年と1日以上ある場合は、その後に任意継続組合員になることができます。

Q7 任意継続組合員の2年目に国民健康保険に切り替えたい場合、手続はどうしたらよいか？

A7 1年目の終わり頃（令和7年2月頃）に、継続の有無を確認する書類を自宅に送付しますので、任意継続組合員の資格を喪失したい場合は、同封されている「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」（以下「任継資格喪失申出書」という。）を提出してください。

受理後、国民健康保険加入に必要な「資格喪失証明書」を3月下旬以降送付しますので、到着次第、居住している市区町村の国民健康保険担当課で国民健康保険加入の手続を行ってください。

なお、2年目も任意継続組合員を継続される場合の手続は不要です。

Q8 任意継続組合員の2年経過後はどうなるのか？

A8 任意継続組合員は、資格取得した日から2年を経過すると資格を喪失します。

2年目の終わり頃（令和8年3月頃）に、次の保険の加入手続等に必要な「資格喪失証明書」を自宅に送付しますので、国民健康保険に加入する場合は、居住している市区町村の国民健康保険担当課で手続を行ってください。

Q9 任意継続組合員の期間途中で再就職で社会保険に加入した場合、どうすればよいか？

A9 再就職で新しい保険証を取得した場合、任意継続組合員の資格を喪失することになりますので、「任継資格喪失申出書」及び任意継続組合員証等とともに、新しい保険証の写しを共済組合に提出してください。新しい保険証の写しにより加入年月日を確認し、任意継続組合員の資格喪失の手続を行います。

Q10 任意継続組合員の期間途中で国民健康保険に加入する又は家族の被扶養者になる場合、どうすればよいか？

A10 国民健康保険に加入する又は家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、加入手続等を行う前に「任継資格喪失申出書」を共済組合に提出してください。

Q9のように社会保険に加入した場合と異なり、共済組合が「任継資格喪失申出書」を受理した月の末日まで任意継続組合員の資格を有しますので、国民健康保険に加入等できるのはその翌日以降となります。

Q11 再就職のため任意継続組合員を途中でやめた場合、退職後2年以内であれば、再び任意継続組合員に戻れるのか？

A11 退職後2年以内であっても、一度任意継続組合員の資格を喪失すると、再び要件を具備しない限り、再度の資格取得はできません。

任意継続組合員の被扶養者

Q12 現在、被扶養者がいるが、任意継続組合員になっても引き続き被扶養者になれるのか？

A12 現職中に被扶養者に認定されている人は、任意継続組合員になっても引き続き認定されますので、改めて被扶養者申告書を提出する必要はありません。

ただし、被扶養者として認定している人が「被扶養者として認められない場合」に該当することとなったときは、取消の手续が必要です。

特に、子を被扶養者としている場合、退職により収入が配偶者と逆転し、主たる扶養者が配偶者となるときは、退職日の翌日で扶養替えとなります（配偶者が国民健康保険加入の場合、例外あり）。また、認定されている被扶養者が就職等で要件を欠く場合は、必ず取消の手续を行ってください（Q13 参照）。

Q13 現在、被扶養者がいるが、今春就職する。手続はどうしたらよいか？

A13 現職中に被扶養者に認定されている人は、任意継続組合員になっても引き続き認定されます。このため、就職等により、「被扶養者として認められない場合」に該当することとなったときは、次の書類を共済組合に提出してください。

<提出書類>

- ・被扶養者申告書（取消）
- ・任意継続組合員被扶養者証
- ・被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類

Q14 退職後に任意継続組合員となり、配偶者（60歳未満）が引き続き被扶養者となる場合、配偶者は国民年金保険料を払う必要があるのか？

A14 Q4のとおり、任意継続組合員は、公的医療制度は適用されますが、年金制度の適用はありません。

このため、20歳以上60歳未満の配偶者は、自ら国民年金第1号被保険者となり、国民年金保険料を納付する必要があるため、居住している市区町村の担当課で加入手続をしてください。

家族の被扶養者になる場合

Q15 家族の被扶養者になりたいが、どうしたらよいか？

A15 被扶養者の認定基準は保険者によって異なりますので、家族の勤務先に認定基準や手続等を確認してください。

＜家族が当支部の組合員の場合＞

被扶養者の認定手続は、事実発生日（退職日の翌日）より前には行えません。家族に対して、退職日の翌日以降、速やかに被扶養者申告書を提出するよう、依頼してください。

なお、被扶養者申告書の提出が、被扶養者の要件を備えた日から 30 日を超えた場合は、所属所長が受理した日からの認定になりますので、注意してください。

※ 被扶養者の収入見込額には、退職前の給与や一時金として扱う退職金は含みませんが、企業年金や生命保険会社等の個人年金は公的年金と同様に含みます。収入がある場合は、家族の所属所に要件を具備しているか確認をしてください。

※ 別居している場合は、本人の収入要件のほか、家族から一定額を送金され、家族の収入により生計を維持していること等が確認できなければ、被扶養者になることはできません。

Q16 「任継申出書」を提出したが、4月1日から家族の被扶養者になるため、「任継取下書」を提出したい。4月19日を過ぎると受け付けてもらえないのか？

A16 家族が加入する医療保険の被扶養者になることが理由の場合、「任継取下書」の提出期限は4月19日（金）（共済組合必着）です。この日までに共済組合が受理した場合は、4月1日から任意継続組合員ではなかったものとすることができます。

一方、4月20日以降、提出期限を過ぎて共済組合に到着した場合は、既に任意継続組合員の資格を取得していることとなりますので（掛金発生）、任継取下書ではなく、「任継資格喪失申出書」を提出してください（申出書を受理した月の翌月の初日に資格喪失）。

その他

Q17 限度額適用認定証を持っている。この認定証は任意継続組合員になっても使用できるか？

A17 限度額適用認定証に記載している組合員証番号が変わるため、退職後は使用できません。認定証は、退職時の所属所に組合員証等と併せて返却してください。

引き続き認定証が必要な場合は、任意継続組合員の資格取得の事実発生日以降、「限度額適用認定申請書」を共済組合に提出してください。

Q18 傷病手当金を受給中であるが、退職後も受給できるか？

A18 1年以上組合員であった人であれば、退職後も引き続き受給できます。

退職した日までの期間に係る請求は、退職時の所属所を通じて提出してください。退職後の期間に係る請求は、所属所長欄は空欄のまま、直接共済組合に提出してください。傷病手当金の給付期間は受給開始から1年6か月以内です。

※ 退職後、就職等により他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者になったときは、支給されません。

※ 傷病手当金は恒常的な収入となるため、収入限度額以上を受給している場合、受給期間は組合員である家族の被扶養者として認定できません。

Q19 退職後に現在の組合員証を所属所に返却したが、新しい保険証や組合員証等が交付されるまでに医療機関にかかりたい。どうすればよいか。

A19 退職後、暫定再任用等により再び当支部の組合員になる場合、当支部の組合員の被扶養者になる場合、又は任意継続組合員になる場合については、組合員証等が届くまでの手元に組合員証等がない期間に医療機関を受診する際、共済組合が負担する医療費の原則7割部分等の支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引 § 9-016～）。

当支部以外で公的医療保険に加入する場合の対応については、退職後に加入する公的医療保険の手続きの窓口等に相談してください。

Q20 「任継申出書」に記載していた住所から転居した。届出は必要か？

A20 任意継続組合員が住所又は氏名を変更した場合は、「組合員等情報変更申告書」の提出が必要です。そのため、転居した場合は、必ず「組合員等情報変更申告書」を共済組合へ提出してください。被扶養者の住民票の住所に変更がある場合は、住民票の写しを添付してください。

また、氏名を変更した場合は、必ず任意継続組合員証等を添付してください（住所のみの場合は添付不要）。